

(多様な主体による子や孫育てに係る支援)

祖父母等による支援

2015（平成27）年11月26日に一億総活躍国民会議において取りまとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策－成長と分配との好循環に向けて－」において、「家族の支え合いにより子育てしやすい環境を整備するため、三世代同居・近居の環境を整備する。」とされ、三世代同居など複数世帯の同居に対応した住宅の整備及びリフォーム工事への補助、リフォーム工事を行った場合の所得税の税額控除の取組を行っている。

UR賃貸住宅においては、一定の要件を満たす子育て世帯等や子育て世帯等との近居を希望する支援世帯に対して、新築賃貸住宅の募集（抽選）時における当選倍率の優遇や、既存賃貸住宅の募集（先着順）時において、子育て世帯等と支援する親族の世帯がUR賃貸住宅に近居（概ね半径2km以内、またはニュータウンなどの地域では一方の住宅がUR賃貸住宅以外でも可）する場合、新たに入居する世帯の家賃を5年間5%割引する取組を行っている。

商店街の空き店舗、小中学校の余裕教室、幼稚園等の活用による地域の子育ての拠点づくり

商店街の活性化は、地域経済の活性化、地域コミュニティの形成にとって重要な要素であることから、商店街内の空き店舗等を活用し、地域における子育て支援等の機能を担う場を設置するなどの、商店街の活性化を図る取組を支援している。

また、近年、少子化に伴う児童生徒数の減少等により、廃校となる小中学校や余裕教室が生じている。学校施設は、地域住民にとって身近な公共施設でもあることから、地域の実情や需要に応じて積極的に活用することが望ましく、廃校となった小中学校施設や余裕教室を保育施設として活用したり、地域にお

ける子育て支援の場として活用したりすることは、その需要のある地域においては有効であると考えられる。

廃校施設や余裕教室の有効活用に際しては、国庫補助事業完了後10年以上経過した公立学校施設を無償で転用する場合には国庫納付金を不要とするなど、財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化を図っているほか、様々な用途への活用事例を紹介したパンフレットを周知するなどにより、廃校施設や余裕教室の有効活用を促している。

さらに、2017（平成29）年10月には、小学校の余裕教室等を活用した保育所等の整備について、児童福祉部局と連携・協力するよう各都道府県の教育委員会に依頼文を発出したところである。

(子育てしやすい住宅の整備)

融資、税制を通じた住宅の取得等の支援

良質な持家の取得を促進するため、住宅金融支援機構における証券化支援事業の長期固定金利住宅ローン（フラット35S）により、耐久性・可変性等に優れた住宅に係る金利引下げを行うとともに、2017（平成29）年度から長期固定金利住宅ローン（フラット35子育て支援型）により、子育て支援に積極的な地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政的支援とあわせて金利引下げを行っている。また、住宅ローン減税等の税制措置を講じている。

良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進

子育て世帯等を対象とする公的賃貸住宅の的確な供給や民間賃貸住宅への円滑な入居の支援等の各種施策を一体的に推進し、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進している。

地域優良賃貸住宅制度では、賃貸住宅の整備等に要する費用や家賃の低廉化に要する費用に対し、地方公共団体が助成を行う場合、国も支援を行っている（2015（平成27）年

度末時点管理実績：約15万戸)。都市再生機構の民間供給支援型賃貸住宅制度では、機構が整備した敷地を民間事業者に定期借地し、民間事業者による良質なファミリー向け賃貸住宅等の建設・供給を支援している(2017(平成29)年度末現在で約1万800戸)。

その他、高齢者等が所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化することへの支援や、子育て世帯等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅の情報提供等の居住支援を行っている。さらに、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」(2017年4月26日公布、同年10月25日施行)により、民間賃貸住宅や空き家を活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等を内容とする「新たな住宅セーフティネット制度」が創設され、2018(平成30)年度当初予算においても引き続き、住宅の改修や入居者負担の軽減等の支援を実施していく。

公的賃貸住宅ストックの有効活用等による居住の安定の確保

公営住宅においては、子育て世帯等について、入居者の選考に際し、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により優先入居の取扱い及び入居収入基準の緩和を行っている。UR賃貸住宅においては、一定の要件を満たす子育て世帯等や子育て世帯等との近居を希望する支援世帯に対して、新築賃貸住宅の募集(抽選)時における当選倍率の優遇や、既存賃貸住宅の募集(先着順)時において、新たに入居する世帯の家賃を一定期間割り引く制度を実施している。

公的賃貸住宅と子育て支援施設との一体的整備等の推進

大規模な公営住宅の建替えに際して社会福祉施設等を原則として併設することを求めるとともに、公的賃貸住宅と子育て支援施設等を一体的に整備する事業や子育て世帯等の居

住の安定確保に資する先導的な取組に対し、国が支援を行っている。

また、「市街地再開発事業」等において施設建築物内に保育所等を導入した場合の補助等を行っている。

街なか居住等の推進

都心における職住近接により子育て世帯を支援するため、都市部や中心市街地における良質な住宅供給や良好な住宅市街地等の環境整備を行っている。

(小児医療の充実)

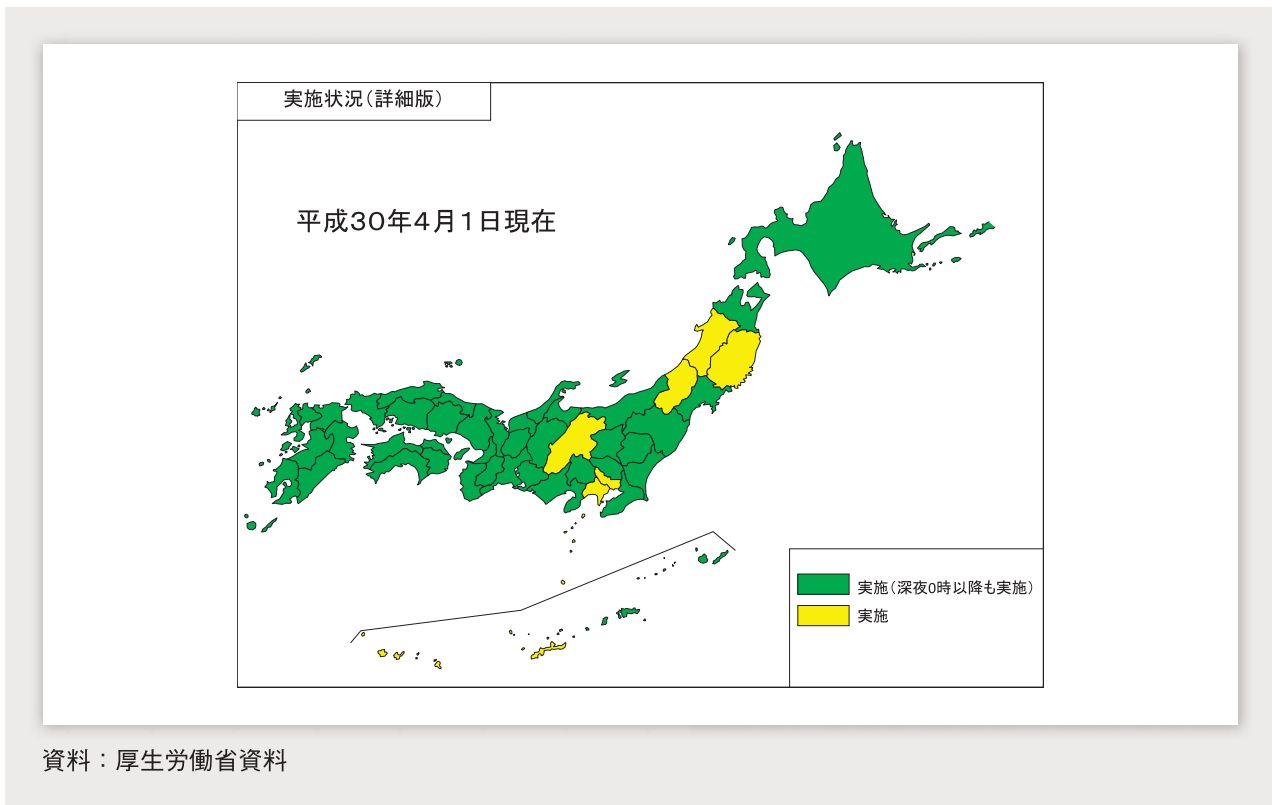
小児医療の充実

小児医療については、今後の我が国の社会を担う若い生命を守り育て、また、保護者の育児面における安心の確保を図る観点から、休日・夜間を含め、小児救急患者の受け入れができる体制の整備が重要となっている。

特に小児救急医療については、小児初期救急センター、小児救急医療拠点病院、小児救命救急センターの整備等を支援している。

また、休日・夜間における小児の急病時の保護者等の不安解消等のため、小児の保護者等に対し小児科医等が電話で助言等を行う「#8000事業」の整備を進めている。2004(平成16)年度より開始され、2010(平成22)年度からは全都道府県で事業展開されている。(第2-2-5図)さらに、小児医療については、近年の累次の診療報酬改定において重点的な評価が行われているところであり、2018(平成30)年度診療報酬改定においても、小児に対するかかりつけ医機能を評価した小児かかりつけ診療料について、一層の普及を図る観点から、夜間・休日の電話等による問い合わせに係る要件を見直すとともに、医療的ケアが必要な児に対する訪問看護について、対応を充実する観点から、喀痰吸引等を行う介護職員等との連携や学校への情報提供の評価、長時間の訪問看護の評価の充実を行ったところである。

第2-2-5図 # 8000事業の実施状況について



小児慢性特定疾病対策等の充実

小児慢性特定疾病対策については、2015（平成27）年1月から、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）に基づき、公平かつ安定的な制度（小児慢性特定疾病医療費助成制度）を確立し、都道府県等において医療費助成が実施されている。医療費助成の対象疾病（※）は、2017（平成29）年までに、同法改正法の施行前に対象としていた514疾病から722疾病に拡大した。さらに、2018（平成30）年4月には34疾病を追加し、756疾病に拡大した。

（※）小児慢性特定疾病：以下の〈1〉～〈4〉の要件を全て満たし、厚生労働大臣が定めるもの

〈1〉慢性に経過する疾病であること、〈2〉生命を長期にわたって脅かす疾病であること、〈3〉症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること、〈4〉長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること。

医療費助成の対象となる疾病は、〈1〉悪性新生物、〈2〉慢性腎疾患、〈3〉慢性呼吸器疾患、〈4〉慢性心疾患、〈5〉内分泌疾患、〈6〉膠原病、〈7〉糖尿病、〈8〉先天性代謝異常、〈9〉血液疾患、〈10〉免疫疾患、〈11〉神経・筋疾患、〈12〉慢性消化器疾患、〈13〉染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、〈14〉皮膚疾患、〈15〉骨系統疾患及び〈16〉脈管系疾患の16疾患群に分類されている。

また、幼少期から慢性的な疾病にかかっているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れがみられ、自立を阻害されている児童等について、地域による総合的な支援により自立の促進を図る「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」についても2015年1月から児童福祉法に位置付けたところであり、同法に基づき都道府県等において実施されている。

予防接種の推進

予防接種は、感染症の発生及び流行から国民を守る極めて有効な手段であり、我が国の

感染症対策上大きな役割を果たしてきたところである。今後も、予防接種の機会を広く確保するとともに、制度の見直し及び充実を図り、予防接種施策を適切に実施していくことが重要である。

2013（平成25）年3月の「予防接種法」（昭和23年法律第68号）改正では、新たにHib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症の三ワクチンが定期接種に位置付けられた。また、「予防接種に関する基本的な計画」の策定、副反応疑い報告制度の法定化、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の設置等の取組が進んだ。さらに、先進諸国と比べて公的に接種するワクチンの数が少ない、いわゆる「ワクチン・ギャップ」の問題の解消に向け、厚生科学審議会等において「広く接種を促進していくことがのぞましい」とされた水痘、高齢者の肺炎球菌感染症については、2014（平成26）年10月から、B型肝炎については、2016（平成28）年10月から定期接種として実施している。

こころの健康づくり

2008（平成20）年度から、経験豊かな退職した養護教諭をスクールヘルスリーダーとして、経験の浅い養護教諭の配置校へ定期的に派遣し、校内での教職員に対する研修、個別の対応が求められる児童、生徒への対応方法等に関する指導等を実施するとともに、スクールヘルスリーダーによる情報交換・知見の向上を図ること等により、児童、生徒が抱える現代的な健康問題に適切に対処できる環境の整備を図っている。

また、学校において健康課題を抱える子供に対する適切な支援が適切に行われるよう、教員を対象とした参考資料を作成するとともに、養護教諭等を対象とした研修会の実施や、児童生徒の心のケア等を図るため、スクールカウンセラーの活用など学校における教育相談体制の充実に努めている。

さらに、児童思春期におけるこころの健康

づくり対策としては、児童思春期におけるこころのケアの専門家の養成研修事業を行っており、精神保健福祉センター、児童相談所等では思春期の児童に係る相談支援を実施している。

加えて、様々な子供の心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を2008年度より3か年のモデル事業として実施してきたところであり、2011（平成23）年度以降においては、その成果を踏まえ、「子どもの心の診療ネットワーク事業」として事業の本格実施を行っている。

（子供の健やかな育ち）

未就学児の教育環境の整備等

幼稚園については、2017（平成29）年3月に「幼稚園教育要領」の改訂を行った。新しい幼稚園教育要領では幼稚園教育において育みたい資質・能力を「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」として明確にするとともに、幼稚園教育要領に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確にした。この「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を小学校と共有するなど連携を図り幼稚園教育と小学校教育の接続について一層の推進を図った。改訂の内容については、2018（平成30）年の4月から全面実施されている。

また、第三者評価を含め幼稚園の特性に応じた学校評価を推進するため、2011（平成23）年11月には、「幼稚園における学校評価ガイドライン」を改訂した。

さらに、2016（平成28）年度には、「幼児教育の質向上推進プラン」として、国・地方公共団体の幼児教育振興策の政策立案を行う上で必要となる基礎データの収集・分析や政

策効果に関する研究を行うための国の調査研究拠点として国立教育政策研究所内に「幼児教育研究センター」を設置した。また、文部科学省では、都道府県や市町村における、研修等の拠点となる幼児教育センターの設置や、各園を巡回して助言等にあたる幼児教育アドバイザーの配置など、地方公共団体における幼児教育の推進体制を構築するためのモデル事業を実施している。そのほか、幼児期の教育内容等についてより深化・充実するための調査研究を行った。

保育所については、2015（平成27）年4月からの「子ども・子育て支援新制度」の施行、0歳児から2歳児を中心とした保育所利用児童数の増加などの保育をめぐる状況が大きく変化したことを受け、2017年3月に「保育所保育指針」の改定を行った。社会保障審議会児童部会保育専門委員会の「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」（2016年12月）において、改定の方向性として、〈1〉乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実、〈2〉保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ、〈3〉子供の育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し、〈4〉保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性、〈5〉職員の資質・専門性の向上といった内容が示され、これを受けて改定を行ったものである。新たな保育所保育指針は2018年4月1日から適用したところである。

また、保育の質を向上させるため、2009（平成21）年から保育所保育指針において保育所及び保育士の自己評価の努力義務が定められたことに伴い、同年3月に「保育所における自己評価ガイドライン」を策定した。さらに、保育を含む福祉サービスの第三者評価事業の普及を図るため、子ども・子育て支援新制度において、保育所の受審料を支援する「第三者評価受審加算」を設けている。

幼稚園、保育所両方の性格を有する幼保連携型認定こども園については、教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定め

た「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（以下「教育・保育要領」という。）を2014（平成26）年4月に内閣府・文部科学省・厚生労働省で共同告示し、2015年4月から施行された。教育・保育要領の内容を定めるに当たっては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第10条第2項において、幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保に配慮しなければならないとされている。このため、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の改訂等に向けた検討を受け、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会」の審議を踏まえて教育・保育要領を改訂し、2017年3月に共同告示した。

新しい教育・保育要領の基本的な考え方は、〈1〉幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性を確保すること、〈2〉幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項等として「教育と保育が一体的に行われること」、「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の策定」、「多様な生活形態の保護者への配慮」等の記載を充実することの2点である。

また、2018年4月の施行に向けて、都道府県等において説明会等を開催し、改訂内容を周知してきた。

さらに、認定こども園法等において、教育及び保育並びに子育て支援事業等の状況についての評価が規定されている。評価のうち、第三者評価についての受審を進めていくために、子ども・子育て支援新制度において、第三者評価の受審料を支援する「第三者評価受審加算」を設けている。

児童・生徒の教育環境の整備等

初等中等教育については、2016（平成28）年12月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等につ

いて（答申）」を踏まえ、現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育てていくことを目指した学習指導要領改訂を行った。2017（平成29）年3月に小・中学校の、2018（平成30）年3月に高等学校の新しい学習指導要領を公示したところであり、その理念の実現に向けた施策を着実に進めている。

教員の養成においても、教職を目指す学生のための学校体験活動（学校における校務や放課後子供教室、土曜学習等の活動の補助）を免許状取得に必要な単位に含むことを可能とする等の教育職員免許法施行規則の改正を2017年11月に行い、2019（平成31）年度の入学生から、全国の大学等で学校現場の実情を踏まえたより実践的な教員養成が行われることとしている。

また、学校の教育環境の根幹である教職員定数については、2017年度においては、少子化等に伴い教職員定数が減少する一方で、学校現場における喫緊の課題のうち、今まで予算の範囲内で加配措置をしてきた、障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための教員の定数や、外国人児童生徒等教育のための教員の定数等を基礎定数化し、児童生徒数等に応じて確実に措置することとし、2026（平成38）年度までの10年間で計画的に実施することとしている。

さらに、2018年度においては、新学習指導要領における小学校外国語教育の授業時数増に対応し、より質の高い小学校英語教育を実現するため、英語力に関する一定の要件を満たす専科指導教員を配置するための加配定数1,000人を含む1,595人の定数の改善を行うとともに、スクール・サポート・スタッフ（3,000人）や中学校における部活動指導員（4,500人）など約1万5,200人の学校サポーターを活用する「補習等のための指導員等派遣事業」を引き続き実施している。

地域ぐるみで子供の教育に取り組む環境の整備

学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、未来を担う子供たちを健やかに見守り育てることにより、地域や家庭の教育力の向上を図るため、放課後子供教室や家庭教育支援など、地域住民の参画による教育支援の取組を全国で推進している。

地域と学校の連携・協働については、2017（平成29）年3月に改正した「社会教育法」（昭和24年法律第207号）を踏まえて、幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域と学校が連携・協働して、学びによるまちづくり、地域人材育成、郷土学習、放課後等における学習・体験活動など、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進する新たな体制（地域学校協働本部）を全国に推進している。

・地域学校協働本部

2008（平成20）年度から実施してきた、従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより地域学校協働活動を推進する体制である地域学校協働本部の設置を推進している（2017年度実施か所数：5,168本部）。

・放課後子供教室

放課後等に、学校の余裕教室等を活用して、全ての子供を対象として、安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域住民等の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動等の体験活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する放課後子供教室を実施している（2017年度実施か所数：1万7,615教室）。

・地域未来塾

経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に

身についていない中学生・高校生等に対して、地域住民の協力等による原則無料の学習支援である「地域未来塾」の取組を実施している（2017年度実施か所数：2,813か所）。

・外部人材を活用した教育支援活動の推進
地域の多様な経験や技能を持つ外部人材・企業等の協力により、土曜日等の教育活動を行う体制を構築し、地域と学校が連携・協働した取組を支援している（2017年度実施か所数：1万2,423校）。

・家庭教育支援
全ての親が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、家庭教育支援チームの組織化等により、身近な地域における相談対応、保護者への学習機会や親子参加型行事の企画・提供などの家庭教育を支援する活動を推進している（2017年度実施か所数：5,098か所）。

また、「先駆的家庭教育支援推進事業（訪問型家庭教育支援の実施）」を全国の6地方公共団体に委託して実施し、家庭教育支援チーム等による訪問型の家庭教育支援体制の構築を図った。

2017年度は新たに「家庭教育支援チーム」の活動の推進に係る文部科学大臣表彰を実施し、地域における家庭教育支援活動の一層の推進を図った。さらに、家庭教育の基盤となる、食事や睡眠などを始めとする子供の基本的な生活習慣の定着を図るため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進するとともに、中高生を中心とした子供の自立的な生活習慣づくりを推進するため、家庭と学校、地域の連携による生活習慣改善のための実証研究「中高生を中心とした生活習慣マネジメント・サポート事業」を全国の8地方公共団体で実施した。独立行政法人国立女性教育会館においては、「女性情報ポータル“Winet”（ウイネット）¹」において、育児・子育て支

援に関する情報を提供している。

いじめ防止対策の推進

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであるが、どの子供にも、どの学校でも起こり得るものである。

2013（平成25）年6月に成立した「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）を踏まえ、文部科学省では同年10月、「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を策定した。「いじめの防止等のための普及啓発協議会」や、教員を対象とした「いじめの問題に関する指導者養成研修」を開催するなど、同法や基本方針の周知に取り組んでいる。また、2016（平成28）年においては、法施行後3年が経過したことを受け、法の施行状況の検証を行い、学校におけるいじめへの組織的な対応を徹底させることなどを促すため、基本方針の改定を行った。加えて、近年、若年層の多くが、SNSを主なコミュニケーション手段として用いているとともに、SNS上のいじめへの対応も大きな課題となっている状況を受け、文部科学省では、いじめを含む様々な悩みに関する児童生徒の相談に関して、SNS等を活用する利点・課題等について検討を行うため、2017（平成29）年7月に有識者会議を開催し、2018（平成30）年3月、「SNS等を活用した相談体制の構築に関する当面の考え方（最終報告）」を取りまとめた。また、2018年から地方公共団体に対し、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の構築を支援している。

また、教育再生実行会議の第一次提言及びいじめ防止対策推進法を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットを通じて行われるいじめへの対応を充実するため、2013年度

1 <http://winet.nwec.jp/>

から「いじめ対策等総合推進事業」を実施し、いじめの防止等のための措置を推進している。

スクールサポーターによるいじめ防止対策の推進

退職した警察官等から成るスクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握したいじめ事案の重大性及び緊急性、被害少年及びその保護者等の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら、的確な対応を推進している。2017（平成29）年4月現在、44都道府県で約860人のスクールサポーターが配置されている。

（「食育」等の普及・促進及び多様な体験活動の推進）

食育の普及促進

2005（平成17）年6月に制定された「食育基本法」（平成17年法律第63号、同年7月施行）において、子供たちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となるものと位置付けている。

同法では、食育推進会議（会長：農林水産大臣）が「食育推進基本計画」（以下「基本計画」という。）を作成することとされており、2016（平成28）年度から2020（平成32）年度の5年間を対象とする「第3次食育推進基本計画」が決定され、これに基づき食育の推進に関する各種施策が行われている。

・国民運動としての食育の推進

食育基本法の趣旨から、子供たちに対する食育が重要であるとの認識の下、基本計画に基づき、家庭、学校、保育所、地域等において、国民的広がりを持つ運動として食育を推進している。基本計画は、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の国民への浸

透を図るため、毎年6月を「食育月間」と定めている。農林水産省では、実施要綱を策定して全国的な推進を図るとともに、2017（平成29）年6月には岡山県岡山市において「第12回食育推進全国大会inおかやま」を開催するなど、食育に関する国民の理解の促進を図っている。

また、ボランティア活動、教育活動又は農林漁業、食品製造・販売等その他の事業活動を通じて食育を推進する優れた取組を対象として「食育活動表彰」を行い、2017年度には、6団体等の農林水産大臣賞及び13団体の消費・安全局長賞を授与した。

・家庭における食育の推進

子供や若い世代の食生活の状況として、朝食の欠食率は小学生に比べ中学生になると高くなる傾向があり、成人後は20歳代、30歳代の若い世代が最も欠食率が高い。朝食欠食が習慣化する時期についても中学生以降に始まることが多いため、子供の基本的な生活習慣の形成を図っていくためにも、「早寝早起き朝ごはん」国民運動等により、全国的な普及啓発を推進していくことが求められる。

また、2015（平成27）年度からスタートした「健やか親子21（第2次）」においても、子供の生活習慣の形成という観点から、引き続き、朝食を欠食する子供の割合を減らす取組を進めるほか、家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす取組などを推進している。

・学校、保育所等における食育の推進

学校における食育を推進するためには、学校における指導体制の整備が不可欠である。2005年4月に制度化された栄養教諭は、教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かして、学校における食育推進の要として、食に関する指導と献立作成や衛生管理などの学校給食の管理を一体的に展開することにより、教育上の高い相乗効果をもたらしている。2017年5月現在で、全国の公立小中学校等に

において6,092人の栄養教諭が配置されている。このほかにも、「学校給食法」(昭和29年法律第160号)及び学習指導要領に「学校における食育の推進」について明記されたことも踏まえ、食育教材及び教員向けの指導書を作成し、ダウンロードして活用できるようホームページ上への公開や、栄養教諭を中核として学校、家庭、地域が連携しつつ、学校における食育を推進するための事業の展開など、各種事業を継続的に実施し、学校における食育の推進に努めている。

児童福祉施設における食事は、入所する子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤であるとともに、望ましい食習慣及び生活習慣の形成を図るなど、その果たす役割は極めて大きい。そこで、適切な栄養管理方法や食事提供における留意点、食を通じた自立支援など食育の推進についてまとめた「児童福祉施設における食事の提供ガイド」(2010(平成22)年3月)を参考に、子供の健やかな発育・発達を支援する観点も踏まえ、児童福祉施設における食事提供を充実させている。

なお、保育所における食育の推進については、2017年3月に告示された、新たな「保育所保育指針」(2017年厚生労働省告示第117号。2018(平成30)年4月1日施行)に位置付けられている。

・地域における食生活の改善等のための取組の推進

健全な食生活の実現に当たり、一人一人が自ら食育に関する取組を実践できるよう、「食育ガイド」や「食事バランスガイド」、ごはんを中心に多様な副食を組み合わせ栄養バランスに優れた「日本型食生活」等について、関係機関や関係団体等を通じて普及啓発に努めるとともに、農林漁業体験を通じて食や農林水産業への理解を深める教育ファームなどの食育活動を支援した。さらに、学校給食への地場産物の活用など、地域の特性を活かした取組を促進している。

また、2014(平成26)年8月に閣議決定した「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、子供の食事・栄養状態の確保、食育に関する支援やひとり親家庭の子供に対し、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを行っている。

消費者教育・金融教育等の普及・促進

消費者が被害に遭わないようにし、自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動できる消費者であるため、また、消費者の日々の意思決定や行動が、総体として経済社会の発展や持続可能な社会を形成する上で大きな役割を果たすことを認識し、社会の一員として行動する消費者であるためには、消費者教育(消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育)が重要である。そのような消費者教育を総合的かつ一体的に推進するために、2012(平成24)年12月に「消費者教育の推進に関する法律」(平成24年法律第61号)が施行され、消費者庁に審議会として消費者教育推進会議を置いた(同法第19条)。また、同法に基づき2013(平成25)年6月28日に「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定された(同法第9条)。基本方針の「今後検討すべき課題」を消費者教育推進会議に置かれた3つの小委員会(消費者市民育成小委員会、情報利用促進小委員会、地域連携推進小委員会)で検討し、2015(平成27)年3月に取りまとめを公表した。2015年7月から第2期推進会議が始動し、基本方針の見直しに向けた論点整理と社会情勢等の変化に対応した課題について議論を行った。具体的には、主に、①学校における消費者教育の充実方策、②若年者の消費者教育(成年年齢引下げに向けた環境整備)の充実、③消費者市民社会の形成への参画の重要性の理解促進について検討した。2017(平成29)年6月にこれらの活動の成果を取りまとめ、公表している。同年8月に始動した第3期推

進会議では、基本方針の見直しについて議論を行い、2018（平成30）年3月に基本方針の変更が閣議決定された。また、個別の課題について機動的に議論し具体的な提言等を行うため、若年者の消費者教育分科会を開催し、2017年10月から、若年者への効果的な消費者教育について検討を行っている。

2017年3月に小・中学校学習指導要領を、2018年3月に高等学校学習指導要領を改訂し、社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科等で、例えば、現行規定に加え、「売買契約の基礎」、「計画的な金銭管理や消費者被害への対応」など、消費者教育に関する内容の充実が図られたところである。

社会教育においては、文部科学省が実施する「消費者教育フェスタ」において、学校の授業や社会教育における諸活動など、あらゆる機会や場において消費者教育が可能となるような実践事例や、文部科学省が作成した教員や社会教育主事を対象とする消費者教育の啓発資料の活用について紹介した。今後も、消費者教育の推進に関する法律や「消費者基本計画」（2015年3月24日閣議決定）、学習指導要領などを踏まえ、学校・家庭・地域における消費者教育を推進することとしている。

また、金融経済教育については、金融リテラシーの向上を通じて、国民一人一人が経済的に自立し、より良い暮らしを実現していくことを可能とするため、2014（平成26）年6月に、金融庁や関係団体から構成される金融経済教育推進会議において「最低限身に付けるべき金融リテラシー」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化した「金融リテラシー・マップ」を作成（2015年6月に改訂）し、このマップを踏まえて金融経済教育の取組を進めている。このほか、安定的な資産形成をテーマにしたシンポジウムの開催や、若い勤労世代が投資を始めるきっかけを得ることのできる職場つみたてNISAと連携した投資教育を進めるなど、金融リテラシーの向上を図っている。

地域や学校における体験活動、文化芸術活動

少子化の進展、家庭や地域社会の教育力の低下などの様々な問題が指摘される中、特に、子供たちの精神的な自立の遅れや社会性の不足が顕著になっていることから、次世代を担う子供たちが、規範意識や社会性、他人を思いやる心などを身に付け、豊かな人間性を育むことができるよう、発達の段階などに応じた様々な体験活動の機会を充実させることが求められている。

このため、2001（平成13）年7月には、「社会教育法」（昭和24年法律第207号）、2006（平成18）年6月には「学校教育法」（昭和22年法律第26号）を改正し、青少年に対し、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動の充実を図ることが明確化されている。

・地域における体験活動の推進

文部科学省では、放課後等に、学校の余裕教室等を活用して、全ての子供を対象として、安心・安全な活動拠点（居場所）を設け、地域住民の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動等の体験活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する放課後子供教室などの地域学校協働活動を推進している。

また、次代を担う青少年の育成を図るため、家庭や企業などへ体験活動に対する理解を求めていくための普及啓発を推進するとともに、青少年の体験活動の評価・顕彰制度の創設や「教育CSRシンポジウム」を開催して企業がCSRや社会貢献活動の一環として行う青少年の体験活動の表彰と実践事例の普及等に取り組んでいる。加えて、地域において、家庭・学校・青少年関係団体、特定非営利活動法人等をネットワーク化し、相互の活動情報の交換や事業の共同実施等を円滑化するための「地域プラットフォーム」の形成を支援している。さらに、独立行政法人国立青少年教育振興機構において、全国28か所にある国立青少年教育施設における青少年の体験活動の機会と場の提供や指導者の養成、民

間団体が実施する体験活動等に対する「子どもゆめ基金事業」による助成などを通して、青少年の体験活動を推進している。

・学校における体験活動の推進

学校教育において児童生徒の健全育成を目的として様々な創意工夫のある農山漁村等における体験活動が行われており、それらの取組を支援している。

・文化芸術活動

子供たちが本物の実演芸術や伝統文化に触れ、日頃味わえない感動や刺激を直接体験することにより、豊かな感性と創造性を育むとともに、我が国の文化を継承、発展させる環境の充実を図るため、子供たちが、小学校・中学校等において、文化芸術団体や芸術家による実演芸術公演を鑑賞し、ワークショップ等を体験することを通じて、子供たちの豊かな感性や発想力を育む取組を推進している。そのほか、「全国高等学校総合文化祭」を、2017（平成29）年度は7月31日から8月4日まで宮城県で開催した。

自然とのふれあい

優れた自然の風景地である国立公園等において、子供たちに自然や環境の大切さを学んでもらえるよう、自然保護官（レンジャー）やパークボランティアの指導・協力の下、自然体験や自然環境の保全活動などを行う機会を提供している。また、日本全国の国立公園等のライブ画像を配信する「インターネット自然研究所」や「自然大好きクラブ」などのウェブサイトにより、様々な自然とのふれあいの場や自然体験イベント等に関する情報を幅広く提供している。

農林漁業体験や都市と農山漁村との交流体験

農山漁村における宿泊体験活動等を通じて子供たちの生きる力を育む「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進している。また、国有林野では、優れた自然景観を有し、森林

浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」として設定（2017（平成29）年4月1日現在、983か所）し、広く国民へ提供するなどの取組を行っている。また、青少年の農山漁村等における自然体験活動を推進するため、青少年が農林水産業体験や自然体験などを通して社会性や主体性を育む交流体験活動等の事業を支援している。

子供の遊び場の確保（公園、水辺、森林）

子供が身近な自然に安心してふれることができ、安全で自由に遊べる場所を地域に確保することは、子供の健全な育成のために重要である。子供の遊び場としての役割が求められる都市公園については、各種運動施設や遊戯施設等を有し、手軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる公園などの整備を推進している。

また、都市部にある下水処理場の上部空間や雨水排水路、雨水調整池などを活用した水辺空間の整備を進めるとともに、下水再生水を都市部のせせらぎ水路の水源として送水する等の取組により、都市内において子供たちが水とふれあう場の整備を行っている。河川空間については、身近な水辺等における環境学習・自然体験活動を推進するため市民団体や教育関係者、河川管理者等が一体となった取組体制の整備とともに、水辺の安全利用のための情報提供や学習プログラムの紹介など、水辺での活動を総合的に支援する仕組みを構築し、必要に応じ、水辺に近づきやすい河岸整備等（水辺の楽校プロジェクト：2017（平成29）年度末287か所登録）をはじめとする「『子どもの水辺』再発見プロジェクト」（2017年度末302か所登録）を実施している。

（地域の安全の向上）

災害時の乳幼児等の支援

地方公共団体において、「総合防災訓練大綱」に基づき、乳幼児、妊産婦等を含む要配

慮者の参加を得ながら防災訓練を実施している。また、2013（平成25）年6月の「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）改正において避難所における生活環境の整備等に関する努力義務規定が設けられ、その取組を進める上で参考となるよう主に市町村向けに避難所運営に当たって被災した乳幼児、妊産婦等の要配慮者の支援に関して留意すべき点等も盛り込んだ「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を内閣府が策定・公表した。2014（平成26）年度においては、同取組指針の実施状況を把握するため、各市町村に対して調査を行うとともに、都道府県等の防災担当者や福祉担当者を対象とする同取組指針の説明や先進的な取組事例の紹介などを実施し、周知徹底を図った。

子供の事故防止

子供の死因の上位を占めている不慮の事故を防止するため、消費者庁では「子どもを事故から守る！プロジェクト」を推進している。2016（平成28）年6月からは、9府省庁が連携する「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」を設置し、2017（平成29）年5月には「子どもの事故防止週間」を新たに定め、「外出時の事故防止」をテーマに、関係府省庁が連携して、事故防止の集中的な広報活動を実施した。

また、保護者などへの直接的な注意の呼びかけとして、消費者庁では2010（平成22）年9月から、子供の不慮の事故を防ぐための注意点や豆知識を、メール配信サービス「子ども安全メールfrom消費者庁」として、毎週1回、継続的に配信している。さらに、2017年4月から、「消費者庁 子どもを事故から守る！公式ツイッター」を開設し、関係府省庁も含めた事故防止のための情報発信を行っている。

なお、「子どもを事故から守る！プロジェクト」のシンボルキャラクター「アブナイカ

モ」が、各地で開催される子供関連イベントに出席するなど、親しみやすい啓発活動も行っている。

・遊び場の安全対策の推進

都市公園における遊具については、安全確保に関する基本的な考え方を示した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を2014（平成26）年6月に改訂し、各施設管理者への周知徹底を図っている。また、「社会資本整備総合交付金」等により、子供の遊び場となる都市公園における公園施設の改築等の安全・安心対策に対する支援を実施している。

・建築物等の安全対策の推進

建築物や昇降機等における子供の事故を防止し安全を守るためには、建築物等に要求される性能水準を維持し、常時適法な状態に保つことが必要である。このため、多数の者が利用する特定の特殊建築物等について、建築物等の所有者等による維持保全計画の作成、定期報告制度等を通じ、適切な維持保全及び必要な改修を促進している。

また、類似の事故防止のため、ホームページにより事故情報の提供を行うとともに、社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会及び同審議会昇降機等事故調査部会において、建築物等に係る事故情報について継続的に分析・検討を行い、建築物等の事故防止を図っている。

幼稚園・保育所等における事故の発生・再発防止

2015（平成27）年6月から「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」¹の運用を開始した。同年12月21日の「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会最終取りまとめ」を踏まえ、2016（平成28）年4月25日に「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識

1 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html#database>

者会議」を新たに開催し、特定教育・保育施設等における事故情報データベースの改善や、事故に関する注意喚起を行う等、重大事故の再発防止に係る取組を進めている。

また、2016年3月31日付で公表された「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」について、改めて周知啓発資料等により周知徹底を行うとともに、各種会議、研修会等により地方公共団体、施設・事業者等に対し、特にうつぶせ寝に関する注意の周知徹底を図る等、安心かつ安全な保育を実施するよう事故防止の取組を推進している。

交通安全教育等の推進

家庭及び関係機関・団体等との連携・協力を図りながら、幼児や小・中・高校生に対し、子供の発達段階に応じた交通安全教育を推進している。

また、保護者を対象とした交通安全講習会等を開催し、チャイルドシートの正しい使用の徹底や、幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及、児童又は幼児が自転車に乗車する際のヘルメットの着用及び幼児を自転車に乗せる場合におけるシートベルトの着用促進などを図っている。

学校においては交通安全に関し、学習指導要領等に基づく関連教科、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動など、教育活動全体を通じて計画的かつ組織的な指導に努めている。

犯罪等の被害の防止

警察においては、都道府県警察の本部に設置された「子供女性安全対策班」の活動を始めとする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙・指導警告等の措置を講ずる活動を推進しているほか、子供を対象とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役し、出所した者について、法務省から情報提供を受け、対象者を

訪問して所在確認を行い、必要があれば同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた活動を推進している。

また、防犯ボランティア等によるパトロール活動や「子供110番の家」の活動に対する支援、不審者情報等の迅速な発信及び共有に努めているほか、学校等と連携した被害防止教育、スクールサポーターの派遣等を推進している。

文部科学省においては、通学路等で子供たちを見守る体制を強化するため、スクールガード・リーダーの配置やスクールガードの養成など、学校安全ボランティア等を効果的に活用する仕組みを整備することにより、地域社会全体で、子供の安全を見守る体制の充実を図っている。

また、学校における防犯教室の講師となる教職員を対象とした都道府県教育委員会が実施する講習会への支援など、子供が犯罪被害に遭わないための取組を推進している。

・インターネットに係る有害環境から子供を守るための取組の推進

インターネットに起因する子供の犯罪被害等を防止するため、関係機関・団体等と連携し、携帯電話事業者に対する保護者へのフィルタリング等の説明強化に関する要請のほか、入学説明会等の機会を捉えた保護者に対する啓発活動や子供に対する情報モラル教育等の取組を推進している。また、文部科学省では、インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護者等に対して周知するための学習・参加型のシンポジウムの開催や児童生徒向けの普及啓発資料の作成・配布等を実施している。

特に、SNSの利用に起因する犯罪から子供を守るため、警察庁及び関係省庁では、上記の取組のほか、SNS事業者が参加する「青少年ネット利用環境整備協議会」（2017（平成29）年7月発足）の活動支援をするなどしている。

・若年層に対する性的な暴力の防止

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等の若年層の女性に対する性的な暴力については、2017年3月に設置された内閣府特命担当大臣（男女共同参画）を議長とする「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議」において、同月末、4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」と位置付け、政府一体となって、必要な取組を緊急かつ集中的に実施することを内容とする緊急対策を取りまとめた。

・「安全安心まちづくり」の推進

警察においては、関係省庁・関係団体等と連携し、防犯に配慮した犯罪の発生しにくい公園、道路、駐輪場等の公共施設等の整備・管理の普及を促進し、併せて、住宅についても防犯に配慮した住宅や防犯性能の高い建物部品の開発・普及を促進するなど犯罪防止に配慮した環境設計を行うことにより、犯罪被害に遭いにくい「安全安心まちづくり」を推進している。また、子供に対する犯罪の発生が懸念される学校周辺、通学路、公園、地下道、空き家等における危険箇所の把握・改善等の取組を支援するとともに、防犯灯や防犯カメラの整備を促進するなど、子供が犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進している。

子供の健康に影響を与える環境要因の解明

環境省では、環境中の化学物質等が子供の健康に与える影響を解明するため、2010（平成22）年度より、「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」を行っている。同調査は、全国の10万組の親子の協力を得て、血液や尿、母乳などの分析を行うとともに、生まれてきた子供の健康状態を13歳に達するまで追跡する大規模な疫学調査である。

同調査を実施することで、子供の発育や発達に影響を与える化学物質等の環境要因が明らかになることから、子供特有のばく露や子

供の脆弱性を考慮した適正な環境リスク評価・リスク管理を行うことが可能となる。さらには、安全・安心な子育て環境の実現・少子化対策にも資するものである。

同調査は、調査開始から2014（平成26）年3月までの3年間で約10万人の妊婦の参加登録を終え、その後は妊婦から生まれた子供の追跡調査（質問票調査）を継続して実施している。また、2014年度からは、詳細調査（全国調査10万人の中から抽出された5千人程度を対象として実施する調査）を開始し、環境試料採取、医師による健康調査、精神発達調査及び生体試料採取を継続して実施している。

（ひとり親家庭支援）

ひとり親家庭への支援の推進

ひとり親家庭等に対する支援については、2015（平成27）年12月21日に決定された「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」に基づき、就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を推進するとともに、こうした支援が必要なひとり親が行政の相談窓口確実につながるよう、ワンストップで相談に応じることができる体制を整備し、この窓口の認知度を高めるため愛称・ロゴマークを活用するなどして周知に取り組んでいる。

子育て・生活支援

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）において、保育所等の利用調整を行う際のひとり親家庭の子供に対する特別な配慮を地方公共団体に義務付けている。

また、未就学児のいる家庭が就業上の理由で帰宅時間が遅くなる場合などに定期的に家庭生活支援員（ヘルパー）の派遣等を行う「ひとり親家庭等日常生活支援事業」や、ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナン

シャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会、ひとり親家庭の子供の生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくり、ひとり親家庭が集い、交流や情報交換を行う場所の提供等を行う「ひとり親家庭等生活向上事業」を実施している。

なお、「子育て援助活動支援事業」（ファミリー・サポート・センター事業）においては、ひとり親家庭等の利用支援を行う地方公共団体に対して補助を実施している。

就業支援

ひとり親家庭の親が、よりよい収入・雇用条件等で就労することにより、経済的な自立が図られるようにするため、就業支援を行うことは、非常に重要であり、

- ・就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等の一貫した就業支援サービス等を提供する「母子家庭等就業・自立支援センター事業」、
- ・地方公共団体が指定する就職に結びつきやすい教育訓練講座（例：簿記検定、介護職員初任者研修など）を受講した際に、受講料の一部を支給する「自立支援教育訓練給付金事業」、
- ・看護師、保育士等、就職に有利となる資格を取得するために、養成機関在学中の生活費の負担を軽減する「高等職業訓練促進給付金等事業」、
- ・高等職業訓練促進給付金の支給対象者に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図る「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」、
- ・ひとり親家庭の親やその子供の学び直しを支援することでより良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていく「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」、
- ・個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支

援プログラムを策定し、きめ細かな生活支援や就業支援等を行う「母子・父子自立支援プログラム策定事業」や、ハローワークと地方公共団体が締結した協定等に基づき、福祉事務所等とハローワークが連携して就労支援を行う「生活保護受給者等就労自立促進事業」、

- ・ひとり親家庭の親を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、賃金の一部に相当する額を助成する「特定求職者雇用開発助成金」、
- など様々な支援を実施している。

養育費の確保等

離婚したひとり親家庭等にとって養育費の確保は重要であることから、2002（平成14）年の「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）の改正により、養育費支払いの責務等を明記するとともに、養育費に関するリーフレット等を配布し扶養義務の履行を確保するための広報を実施している。また、「民事執行法」（昭和54年法律第4号）の改正による強制執行手続の改善が図られてきたところである。

2007（平成19）年度より、地方公共団体が設置する母子家庭等就業・自立支援センターに養育費専門相談員を配置し、養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供を行うこととともに、国においては養育費相談支援センターを設置し、母子家庭等就業・自立支援センターで受け付けられた困難事例等への対応や、養育費専門相談員等地域で養育費相談に従事している人を対象とする研修、ホームページ等による情報提供を実施している。

2011（平成23）年6月に「民法」（明治29年法律第89号）が改正され（2012（平成24）年4月1日施行）、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」の具体例として、養育費の分担と親子の面会交流が明示された。面会交流は子の健やかな成長を確保す

る上で有意義であるなどの観点から、面会交流の実現を支援していく必要がある。このため、2012年度から、「母子家庭等就業・自立支援事業」の新たなメニューとして、取り決めのある面会交流の円滑な実施に向けた支援（相談、日程調整、付添い等）を行う事業を実施し、面会交流に関する相談支援体制の充実も図っている。

また、2015（平成27）年12月に子どもの貧困対策会議において決定された「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」等を踏まえ、〈1〉養育費に関する法的な知識を分かりやすく解説したパンフレット等を離婚届用紙と同時に配布する取組を行うとともに、〈2〉債務名義を有する債権者等が強制執行の申立てをする準備として債務者の財産に関する情報を得やすくするために、財産開示制度等に係る民事執行法の改正の検討を開始した（法務大臣の諮問機関である法制審議会において、同年9月から検討が開始された）。

さらに、2016（平成28）年度より、母子家庭等就業・自立支援事業において、弁護士による養育費等の相談を実施している。

経済的支援

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給するほか、ひとり親家庭等の生活や子供の就学に必要な資金等について貸付を行う「母子父子寡婦福祉資金貸付金」の貸付を行っている。2010（平成22）年の「児童扶養手当法の一部を改正する法律」（平成22年法律第40号）においては、児童扶養手当の支給対象を父子家庭の父にも拡大し（2010年8月）、生活保護の母子加算についても引き続き支給した。さらに、2014（平成26）年の「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第28号）では、新たに父子家庭を対象とした福祉資金貸付制度が創設された。

（児童虐待の防止、社会的養護の充実）

児童虐待防止に向けた普及啓発

2004（平成16）年から毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図っている。厚生労働省では、月間中、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した集中的な広報啓発活動を実施している。2017（平成29）年度は、「いちはやく 知らせる勇気 つなぐ声」を月間標語として決定、「児童虐待防止対策協議会」の開催（11月22日）、広報用ポスター、リーフレット等の作成・配布、政府広報の活用により、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発した。（第2-2-6図）また、民間団体（認定特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク）が中心となって実施している「オレンジリボン運動」を後援している。

第2-2-6図 「児童虐待防止推進月間」啓発用ポスター



資料：厚生労働省資料

さらに、児童虐待を受けたと思われる子供を見つけた時などにためらわずに児童相談所に通告・相談ができるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」を運用しており、児童相談所につながるまでの時間短縮を進めるため、2016（平成28）年4月に音声ガイダンスの短縮や、2018（平成30）年2月に携帯電話等からの着信についてコールセンター方式を導入するなどの改善を進めている。

児童虐待の未然防止、重篤化防止のための早期対応

・児童虐待の現状と児童虐待防止対策

児童虐待への対応については、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）及び「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）の累次の改正や「民法」（明治29年法律第89号）により、制度的な充実が図られてきた。一方で、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、2016（平成28）年度には児童虐待防止法制定直前の約10.5倍に当たる、12万2,575件となっている。子供の生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題である。（第2-2-7図）

このような課題に対処するため児童福祉法等の改正が2年連続で行われ、児童虐待について、発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図っている。2016年5月に成立し、2017（平成29）年4月に全面施行された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号。以下、「平成28年児童福祉法等改正法」という。）では、初めて子供を権利の主体として法律に位置付けるなど児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの設置、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずることとされた。（第2-2-8図）さらに、2017年5月に成立し

た「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成29年法律第69号）では、虐待を受けている児童等の保護を図るため、家庭裁判所が都道府県等に対して保護者指導を勧告することができることとする等、司法関与を強化する等の措置を講ずることとされた。（第2-2-9図）

・市町村及び児童相談所の体制強化等

厚生労働省では、児童福祉法に基づき、地方公共団体が設置する要保護児童対策地域協議会において、児童相談所、学校・教育委員会、警察等の関係機関と要保護児童やその保護者等に関する情報共有や、支援内容の協議を行うこととしており、関係機関が適切な連携の下で対応している。同協議会は、2016年4月現在、99.2%の市町村で設置されている。また、平成28年児童福祉法等改正法に伴い、市町村は、子供の最も身近な場所における子供及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化され、市町村は、子供とその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子供等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めなければならないとされたことを踏まえ、当該支援拠点の設置を推進している。

さらに、児童相談所の体制強化として、平成28年児童福祉法等改正法において、弁護士や児童心理司等の専門職を配置することや、児童福祉司は、国が定める基準に適合する研修を受けなければならないことが規定された。当該改正及び2016年4月に策定した「児童相談所強化プラン」に基づき、児童福祉司等の専門職の増員や資質の向上、関係機関との連携強化等を図っている。

・児童虐待による死亡事例等の検証

児童虐待による死亡事例等について、2004

(平成16)年度より、社会保障審議会児童部会の下に設置されている「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において、児童虐待による死亡事例等について、分析、検証し、事例から明らかになった問題点・課題に対する具体的な対応策を提言として取りまとめており、2017年8月には、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第13次報告)」を取りまとめた。

第13次報告においては、心中以外の虐待死(48例・52人)では、0歳児死亡が最も多く(約6割)、うち月齢0か月が約半数を占めること、実母が抱える問題として「予期しない妊娠/計画していない妊娠」、「妊婦健診未受診」が高い割合を占めること等が特徴として見られた。

・学校による取組

2012(平成24)年3月に、児童虐待の速やかな通告を一層推進するための留意事項を、都道府県等を通じて学校教育関係者に通知するなど、児童虐待防止法の規定による早期発見努力義務及び通告義務等について周知徹底を図っている。

また、教職員の対応スキルの向上を図るための研修教材を作成するとともに、養護教諭の児童虐待への対応の充実を図る一助とするため、「養護教諭のための児童虐待対応の手引」を作成し、2007(平成19)年12月に配布している。

2016年6月、児童虐待防止対策として〈1〉児童虐待の早期発見〈2〉児童虐待への早期対応〈3〉関係機関との連携の強化〈4〉学校等から児童相談所への情報提供〈5〉学校等の間の情報共有〈6〉児童虐待等に係る研修の実施を行うことを周知した。また、2017年10月、児童虐待の早期発見・早期対応等、学校における適切な対応が図られるよう、児童虐待防止推進月間(11月)において〈1〉児童虐待防止に係る研修の実施〈2〉学校における児童虐待の早期発見に向けた点検及び通告〈3〉関係機関(児童相談所・福祉事務所)との連携強化のための情報共有〈4〉家庭に対する支援等の取組を実施することを要請した。

このほか、児童生徒の相談を受けることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等、教育相談体制の整備を支援している。

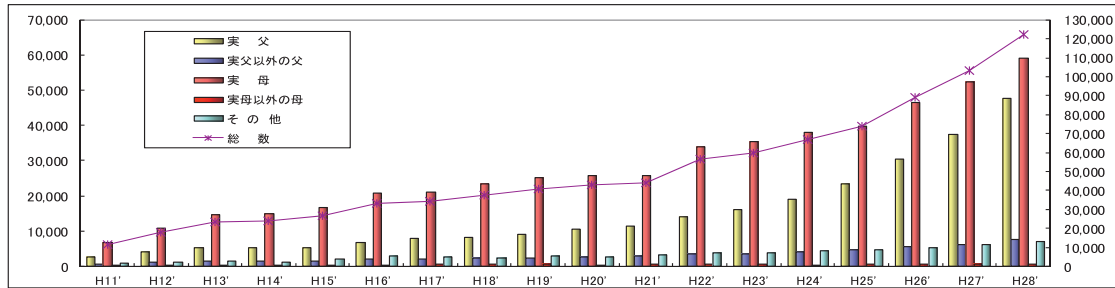
第2-2-7図 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移及び主たる虐待者の内訳

○ 平成28年度は、実母が48.5%と最も多く、次いで実父が38.9%となっている。

	実 父	実父以外の父	実 母	実母以外の母	そ の 他	総 数
平成11年度	2,908(25.0%)	815(7.0%)	6,750(58.0%)	269(2.3%)	899(7.7%)	11,631(100.0%)
平成12年度	4,205(23.7%)	1,194(6.7%)	10,833(61.1%)	311(1.8%)	1,182(6.7%)	17,725(100.0%)
平成13年度	5,260(22.6%)	1,491(6.4%)	14,692(63.1%)	336(1.5%)	1,495(6.4%)	23,274(100.0%)
平成14年度	5,329(22.5%)	1,597(6.7%)	15,014(63.2%)	369(1.6%)	1,429(6.0%)	23,738(100.0%)
平成15年度	5,527(20.8%)	1,645(6.2%)	16,702(62.8%)	471(1.8%)	2,224(8.4%)	26,569(100.0%)
平成16年度	6,969(20.9%)	2,130(6.4%)	20,864(62.4%)	499(1.5%)	2,946(8.8%)	33,408(100.0%)
平成17年度	7,976(23.1%)	2,093(6.1%)	21,074(61.1%)	591(1.7%)	2,738(7.9%)	34,472(100.0%)
平成18年度	8,220(22.0%)	2,414(6.5%)	23,442(62.8%)	655(1.8%)	2,592(6.9%)	37,323(100.0%)
平成19年度	9,203(22.6%)	2,569(6.3%)	25,359(62.4%)	583(1.4%)	2,925(7.2%)	40,639(100.0%)
平成20年度	10,632(24.9%)	2,823(6.6%)	25,807(60.5%)	539(1.3%)	2,863(6.7%)	42,664(100.0%)
平成21年度	11,427(25.8%)	3,108(7.0%)	25,857(58.5%)	576(1.3%)	3,243(7.3%)	44,211(100.0%)
平成22年度	14,140(25.1%)	3,627(6.4%)	34,060(60.4%)	616(1.1%)	3,941(7.0%)	56,384(100.0%)
平成23年度	16,273(27.2%)	3,619(6.0%)	35,494(59.2%)	587(1.0%)	3,946(6.6%)	59,919(100.0%)
平成24年度	19,311(29.0%)	4,140(6.2%)	38,224(57.3%)	548(0.8%)	4,478(6.7%)	66,701(100.0%)
平成25年度	23,558(31.9%)	4,727(6.4%)	40,095(54.3%)	661(0.9%)	4,761(6.5%)	73,802(100.0%)
平成26年度	30,646(34.5%)	5,573(6.3%)	46,624(52.4%)	674(0.8%)	5,414(6.1%)	88,931(100.0%)
平成27年度	37,486(36.3%)	6,230(6.0%)	52,506(50.8%)	718(0.7%)	6,346(6.1%)	103,286(100.0%)
平成28年度	47,724(38.9%)	7,629(6.2%)	59,401(48.5%)	739(0.6%)	7,082(5.8%)	122,575(100.0%)

* その他には、祖父母、伯父伯母等が含まれる。

* 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値



資料：厚生労働省資料